

貯金事業のご案内

組合員から受け入れた貯金を共済組合が効率的に運用し、有利な利息の支払いを通じて、組合員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としています。

加入資格	組合員(任意継続組合員を含む)
利率	年利1.0%の半年複利(令和6年4月1日現在)
加入申込み	組合員資格取得時に「組合員貯金加入申込書」に所定の事項を記入のうえ、勤務先の共済組合事務担当課へ提出してください。
預け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ●「電信扱組合員貯金振込依頼書」に預入額を記入し、組合員が銀行から貯金口座へ直接払込む方法 (北國銀行でお取扱いのものに限り、ご依頼人から手数料はいただきません。) ●ATM・ネットバンキングを使用し払込む方法 (この場合、振込手数料は振込人負担となり、ご依頼人名に組合員証記号番号・氏名(フルネーム)を入力していただく必要があります。) <p>※預入金額は1,000円以上1,000円単位で限度額はありません。 ※振込先の口座情報については「電信扱組合員貯金振込依頼書」をご確認ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">不備にご注意!</div> 
氏名変更・届出印鑑の変更	氏名変更または届出印鑑を変更する場合は、「組合員貯金変更届書」を勤務先の共済組合事務担当課へ提出してください。
払い戻し	<p>「貯金払戻(解約)請求書」は必ず届出印鑑を押印してください。 1,000円単位の金額で払い戻します。</p> <p>「貯金払戻(解約)請求書」が共済組合に午前10時までに届いた分について、翌日(金融機関の休業日にあたるときはその翌日)組合員の「共済組合給付金等の振込口座」へ振り込みます。</p>
解約	組合員の資格を喪失したとき、または解約を希望する場合は、「貯金払戻(解約)請求書」の事由欄を「解約」として提出してください。毎月20日までに受付したものに対して、その月の末日に解約して組合員の「共済組合給付金等の振込口座」へ振り込みます。
残高の通知	毎年4月および10月に、「組合員貯金残高通知書」を作成し組合員に通知します。

※身体障害者手帳の交付を受けている方等、非課税貯蓄申告書を提出された場合には、非課税制度の適用となり、元本が350万円までは、その利息について所得税が課されないことになります。

(注)各種用紙は勤務先の共済組合事務担当課からお取り寄せいただき、事務担当課へご提出ください。

●貯金制度の詳細は共済組合ホームページをご覧ください。 [ホーム](#) ▶ [健診・セミナー・貯金・貸付\(福祉事業\)](#) ▶ [貯金事業](#)



【お問い合わせ先】総務課 TEL 076-263-3365